

65歳以上の非課税措置の廃止に伴う介護保険サービスの利用料の「激変緩和措置」について

平成18年度から、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下のかたに適用される非課税措置の廃止に伴い、以前から市の介護保険サービスを

「地域密着型サービス」の提供事業者を募集します

「福祉有償運送」を行うための申請に関する相談を受け付けています

7月1日(土)から「資源物の持ち去り」が禁止となります

東村山市福祉作業所施設見学・利用相談会

東村山市福祉作業所では、高齢者や障害のあるかたが軽作業や季節行事などを通じて、いきいきと楽しく過ごしています。

この度、施設の見学と利用相談会を行いますので、気軽にご参加ください。

身体障害者相談員 (敬称略)

Table with 3 columns: 障害区分, 氏名, 電話番号. Lists contact info for physical disability consultants.

Table with 3 columns: 障害区分, 氏名, 電話番号. Lists contact info for intellectual disability consultants.

国保の健康相談

国民健康保険に加入している若年層のかたを対象に、健康相談を行います。

対象者には6月上旬に郵送で通知しますので、受診を希望するかたはお申込みください。

水道・下水道何でも相談

水道、下水道のことでお困りのことや、分からないことがありましたら、気軽ににご相談ください。

平成18年度個人住民税(市民税・都民税)の主な改正内容

市では、地方税法の改正に伴い、「東村山市条例」を改正しました。平成18年度から施行する主な改正点は次のとおりです。

①定率減税の見直し

定率による税額控除の額が、所得割額の15% (上限4万円) から、所得割額の7.5% (上限2万円) に引き下げられました。

②生計同一の妻に対する均等割の課税金額の見直し

個人住民税の均等割の納税義務がある夫と生計を同一にし、その夫と同じ市町村内に住所を有する妻に対する非課税措置が段階的に廃止され、

④老年者控除の廃止

65歳以上で前年の合計所得金額が1千万円以下のかたに適用される老年者控除(控除額48万円)が廃止されました。

⑥給与支払報告書の提出に対する給与の拡大

土地・家屋調査にご協力ください

児童手当・児童育成手当受給中のかたへ現況届出用紙を郵送しました

市民葬儀のご案内

水道・下水道何でも相談

お詫びと訂正

お詫びと訂正

③公的年金等控除の見直し

⑤65歳以上のかたの非課税措置の廃止

土地の調査は現況地目の調査で、その利用状況等を調査します。

児童手当・児童育成手当受給中のかたへ現況届出用紙を郵送しました

市民葬儀のご案内

水道・下水道何でも相談

お詫びと訂正

お詫びと訂正

Table 1: 市民葬儀取り扱い指定業者 (順不同). Lists names, addresses, and phone numbers of funeral service providers.

Table 2: 市民葬儀料金. Lists prices for various funeral services like 祭壇, 木棺, 霊柩車, etc.

※祭壇と霊柩車の組み合わせは自由です。
※単独での申込みはできません。
※( )は6歳未満の料金です。
※料金は消費税を含みます。(火葬は非課税)
※上記に含まれないものは別途料金がかかります。